

研究

願宗門御改仕上書物之事

漁村羽出浦にある庄屋古文書一冊

賛助会員 安部弥右衛門

江戸時代は日本全国、山間僻地津々浦々まで、至る所に宗門改めの制度が布かれ、私たちが村では毎年四月八日であつたといひ、昭和年代の最近まで当日は御馳走に「壽司」を作る風習が残つていた。(古文書を見れば春秋二回御改めがあつたような点がある)

その日は藩から、宗門奉行(寺社奉行)以下お歴々の役人が来て、庄屋様の役宅の座敷から椽側に威儀を正して並び、村中の者は重病人を除き一人残らず、庭先の土間に敷かれた藁の上には坐り、呼び出される順番の来るのを待つ。

制限になると、椽側に控えている役人が

「何浦百姓八兵衛」

と呼べば、

「へへい」

と答えて、家族一同と共に其の前に進み出て、頭を地にすりつけんばかりにして遠いつくばる。

最初、「宗門・寺は」と問えば、「瀬谷寺」と答へ、それからいろいろ尋問される。椽側に控えている書き役は一々これを記録する。事なく終れば「ヨシ、退かれ」と、次の者を呼び出すが、別に控えている上役の人は、

終始出て来る者の態度、着装、言辭などに注意していた様である。又汗を流しながらふるふるえたとあろう。

この時、軒別をもつてゐる者は、「百姓某」と呼ばれるが、軒別へ一破に株と呼んでゐたことをもつていない者は百姓と呼べられず、「下人(げにん)某」と呼ばれてゐた。

この株と呼ばれる軒別は容易に許されぬので、民間では内々この株なるものの売買があつたという。(それ日暮末の頃、侍株の売買があつたように) 踏絵もこの日行われてゐたといへば言われているが、佐伯地方では幕末頃まで續けていたかどうか、寡聞である私には分らない。

婦人の髪形、住居の構造、墓所の石塔など、分は過ぎると即時取壊しを命じていたとの事で、こんな余話も沢山あるが略することにする。

そんな當時の緊迫した状況を知らぬ明治の子は、何故人別調べ位に御馳走とは馬鹿々々しいと笑つてゐたが、後年宗門改めなるものの本質を知るに及んで、其の頃の社会の下積みになつてゐた百姓漁夫の人々が、最も恐れられた日であつたとは無理からぬことであらう。この制度は明治四年の戸籍法の發布まで續けられたという。それは事実であらう。

或る専門家は、宗門改め下令は一六三〇年(寛永六年)頃であり、一六五一年(慶安四年)頃には全国で実施し、それが約二世紀半つづき、踏絵もこれと共に行われ、長崎の踏絵は安政四年停止、其他の九州地方の踏絵は、明治四年の戸籍法發布までつづけられたといつてゐる。

佐伯でも、人別改めはそれまでであつたとして、踏絵もそれまでつづいてゐたであらうか。昔踏絵があつたことは聞いたけれど、それが明治初年までも續いたか否か、聞いていない。

久しく本棚の隅でほこりをかぶっていた。昭和十年平  
凡社発行の「世界歴史大系」を、何十年振りかに引き出  
して、その第十三巻日本史(三)の「仏教と切支丹」の項を  
調べたところ、次のように記してある。

(前略) 慶長十七年南蠻切支丹の法、天下に停止す  
べし、京都にある後宗門の寺院は破却すべしとの布  
告によつて、禁教迫害の幕は本格的に切つて落され  
た。(中略) 翌十八年十二月には更に禁教令が重ねら  
れ、それから翌十九年にかけて、全国大名領地悉く  
禁教が命せられた。幕府は久松忠隣を切支丹追放  
奉行として、京都及長崎に遣わした。彼は四條の寺  
を打ちこわし、北野の寺を焼き、信者を獄に入れ、  
四條、五條の磔に積んで、拷問して叛宗させ、叛宗  
しないものは杖刑に処した。彼の失脚後、板倉重  
宗がその任に當つた。彼は転宗させることば力をそ  
そいだ。寺請証文、宗旨手形はこの頃から始まつた。  
(中略)

秀忠が將軍となつた天和二年(註元和の誤りか)禁  
教令は重ねられた。この頃から貿易の制限が附加さ  
れるようになった。教師(註宣教師)も従僕、また彼  
等と交際する者は死刑になり、財産は没收された。  
教師とかくまつたものは、家族、五人組まで同罪と  
した。(中略)

島原一揆は戦慄した幕府当局は、また外國の侵略  
という恐怖におそわれて、狂乱的に切支丹の捜査と  
迫害を行つた。寛永、寛文にわたつて、切支丹断絶  
のため、凡ゆる組織的断崖、懐柔の方策が行われた。  
寛永十七年には幕府の宗門改役といふものが創め  
られ、踏絵、囑託金、起請文、亂問、穿鑿式、禁書  
制度が行われ、その義務として重視されるに至つた。

(中略)

切支丹教徒は仏教への転宗を強請され、寺は彼が  
切支丹でなく、仏教信者であることを保証し、やが  
て寺請制度、檀越制度が成立した。(下略)

以上によれば宗門改役は寛永十七年(一六四〇)、踏絵等  
と共に創められ、明治四年(一八七三)まで凡そ二百三十年  
間続いたものではないだろうか。人民としては長期間の苦  
悩であつたと思ふ。

現在、羽出蒲に残存する宗門改役古文書の中の一部を  
解説したものを、参考として次に列記しよう。

(資料一)

願宗門御改仕上書物之事

一家教 合三拾軒

一人教 合三百四拾式人 但百七拾人男

百七拾式人女

内

増 六人 但 四人男 式人女 奥記上ル

外ニ引 二人 但女 柔細右同断

右 宗旨分

拾八人 譯宗門

式拾港人 真言宗門

式百六拾八人 淨土宗門

三人 法華宗門

三拾式人 淨土真宗

右之寺分

式人 譯宗門御城下養賢寺且那

四人 右同宗門竹野蒲潮月寺且那

港人 右同宗門柳野蒲福泉寺且那

古之人數男女宗門少也相違無御座候 每年御改帳并

- 四人 古同宗門戸穴村後成寺且那
- 六人 古同宗門下野村海福寺且那
- 老人 古同宗門切畑村燈明寺且那
- 三人 法花真宗門御城下久成寺且那
- 式拾壹人 真言宗門御城下大日寺且那
- 三拾貳人 淨土真宗御城下善教寺且那
- 内
- 入増老人 女 孫次郎家内(註三)其身娘也古 当五月出生仕候
- 入増老人 男 同人家内其身弟文三郎伴 六三郎当四月出生仕候
- 外二
- 引 老人 女 彦次郎家内其身弟也 貞浦久 七家内其身弟銀右衛門妻縁組仕候
- 或百四拾人 淨土宗門御城下潮谷寺且那
- 内
- 入増老人 男 長左衛門家内其身弟也 三太郎 当四月出生仕候
- 入増老人 男 清治郎家内其身弟也 新治郎伴 金之助当五月出生仕候
- 入増老人 男 吉兵衛家内堀源八伴市松 当五月出生仕候
- 入増老人 女 清七家内其身弟也 治郎七 女子 当四月出生仕候
- 外二
- 引 老人 女 興兵衛家内金次良母 当五月相果申候
- 式拾八人 古同宗門浦代養福寺 且那

書物六月十二月兩度被<sup>レ</sup>御付奉裏候 当村中疑敷也  
 の老人も無御座候 若不番成宗門之者相有之、御奉  
 行所并御改所へ急度可<sup>レ</sup>申上候 為<sup>レ</sup>後日如件  
 寛保元酉年六月

庄 度  
 地 目 付  
 惣 百 姓

(追記)註四

百十二月分人別指引

- 全老人 淨土真宗御城下善教寺且那 吉兵衛家内 女房
- 全老人 但海清村太郎七方持候
- 全老人 淨土真宗御城下潮谷寺且那 庄三郎家内 一丁
- 当七月相果申候
- 全老人 古同宗門同寺且那 同人家内祖父 幸右衛門 当九月相果申候
- 増人 覚
- 全老人 淨土宗門御城下潮谷寺且那 甚三郎家内 其身娘か 一
- 七月生
- 全老人 淨土真宗浪谷村正明寺且那 一丁 百三十六
- 木立村彦七家内、平七家内縁組仕候 主兵衛妻
- 全老人 淨土宗門御城下潮谷寺且那 吉左衛門家内伴 当七月出生仕候 七三郎
- 全老人 淨土真宗御城下善教寺且那 吉兵衛伴
- 日野浦 庄兵衛家内 理右衛門 女房 其身娘也
- 全老人 淨土真宗古同漸善教寺且那 日野南長兵衛家 内其身甥
- 孫次郎方、年季奉公 善四郎百拾七歳 器越申候
- 全老人 古同宗門浦白鵜渡寺且那 浦白孫六家内

惣兵衛養子仕中候 其身甥 權太郎

百廿五歳

浄土宗門御城下潮谷寺且那 吉郎兵衛家内

七月生申候 其身伴 次郎助

(註一) 且那 且那寺 又は體徒

(註二) 家内 家のもの、家族の義で、現代言ひ妻のこと(はな)

(註三) 其身 本人という意

(註四) この追記の分は右も改めの後十二月のお改めまでの期間の異動を記録したもののようで、十二月お改めの書上には、更に三代を記録している。

(註五) 浦白 浦白、今の浦代のこと、當時はよく浦白と書いていた。(註六) 願慶寺、今浦代にある大願寺のこと。

(資料二)

願宗門御改仕上 永病人 御断之事

一老人 浄土宗門御城下潮谷寺且那 火左衛門家内

其身親 諸右衛門

一老人 右同宗門同所同寺且那 諸右衛門 女房

一老人 右同宗門同所同寺且那 貞七家内 女房

一老人 右同宗門御城下潮谷寺且那 貞七家内 女房

一老人 右同宗門御城下潮谷寺且那 節次郎家内

又兵衛娘 八人 成廿七歳

人数 四人

右之者共 永病人二付今日御改所へ罷出候儀難成御座候  
二付御断申上候 以上

寛保二戌年四月

庄 目 付 屋

進上

病人家内者

(註一) 成何歳とあるは、ニカ年(寛保三年)か戌年故、今年何歳であるかという意。

(資料三)

願宗門御改旅行御断之事

一老人 浄土宗門御城下潮谷寺且那 庄三郎家内

其身 弟 新五郎

一老人 右同宗門同所同寺且那 同人家内 其身妹

一老人 真言宗門同所大日寺且那 家内頭 貞七

一老人 浄土宗門同所潮谷寺且那 貞七家内 弥太八

一老人 浄土宗門御城下潮谷寺且那 惣兵衛家内

又兵衛娘 八人 成三十四

一老人 右同宗門同所同寺且那 甚小家内

其身 女 房

合人数 六人 但 或人男 或人女

右之者共御願申上西国巡礼罷出候二付此後御断申上候 以上

亥年四月 日

庄 目 付 屋

地目付  
家内頭

(註) これは旅行中でこの日の御改めに出来ぬといふ届書、この文書は亥年(寛保三年)御改めの時の分である。

(資料 四)

願宗門御改仕上書物之事

当亥二月廿九日之日付ニ而如毎年宗門帳指上申候  
当浦中人別御改之趣少も相違無御座候、尤此帳并六  
月十二月兩度書物之外老人も帳面書物以つれ無御座  
候、自然相違之儀も御座候、庄屋其五人組ニ至迄如  
何様共越度可被<sub>二</sub>仰付候、為<sub>二</sub>後日証文如件

寛保三年四月七日

進上

庄屋  
地目付  
五人組中

(資料 五)

奉願口上書

老人 淨土宗門御城下潮谷寺旦那 長 藏  
但是追真言宗門御城下大日寺旦那  
右のもの此段書面之通換法仕度奉願候、右願之通被<sub>二</sub>  
仰付被<sub>二</sub>下候ハ、難有仕合可奉存候依奉願候如件  
嘉永七寅年二月十日願

役人 連 印

進上

宗門御役所へ出す

(註) これは寺を大日寺から潮谷寺に代えたいといふ願書である。

(資料 六)

奉願口上書

老人 淨土宗門御城下潮谷寺旦那 由藏家内  
但是追真言宗門仁田原村正定寺旦那 市郎治  
右のもの此度書面之通換法仕度奉願候、右願之通被<sub>二</sub>  
仰付被<sub>二</sub>下候ハ、難有仕合可奉存候依奉願候如件  
嘉永七寅年二月十五日

役人 連 印

進上

宗門御役所へ出す

(註) 同前

(資料 七)

奉指上證文之事

兼而被<sub>二</sub>仰付置候、御仕置五人組御帳亥年以米度々  
被<sub>二</sub>仰渡候御書付共今月十六日庄屋定江浦中惣百姓  
未々之もの迄不<sub>レ</sub>残呼寄讀聞セ奉畏、御仕置急度相守  
中候、依御請書判証文如件

享保十九寅年五月廿九日

庄屋  
惣百姓不<sub>レ</sub>残  
頭百姓  
形印

進上

五月廿四日二納

(註) これは毎年庄屋の定江浦村中のものを残らず呼ぶ集めて、五人組帳を

読み聞かせていた。その報告書。

(資料 八)

奉差上御請証文の事

天保九戌年十二月御改格ニ付被<sub>レ</sub>仰出候御法度之趣  
惣百姓末々之者共迄喚寄 委細讀聞候処奉致候 若  
相背候者於有之者当人者不及申役人共迄 急度御吟  
味之上御延分可被<sub>レ</sub>仰付旨奉畏候 依御請証文奉差  
上候処如件

嘉永六五年正月晦日

役 人 印  
五人組 印  
進 上

(註) これは毎年庄屋か突に村中のものを呼び集めて、御法度の校と  
兼み聞かせ、これに背かぬという趣書

(資料 九)

奉差上御請証文之事

兼而被<sub>レ</sub>仰付置候御仕置五人組御帳 当月十五日庄  
屋宅に惣百姓末々之者共迄不残喚寄讀聞奉畏候 御  
仕置急度相付申候 依御請連判証文如件

嘉永六五年正月晦日

役 人 印  
五人組 印  
進 上

追 記

このお改めについて、昭和年代まで遺っている話が二  
三ある。それを記して見よう。

(その一)

土佐長曾我部の残党と伝えられる高橋という家が小倉  
部落におった。(今日分家が残って本家はいない)その  
時の家長は医者だつた。

その妻女が「かたはずし」とかいう髪に結うて、御改  
めの場に出で来たが、係の役人は

「身分不相応な所業だ。不都合千萬である。」  
と、即座に衆人の視る前で髪をときくずし、櫛、算など  
取り上げてしまつたとのことだ。

(故老の話では、この「かたはずし」という髪型は御殿  
女中の髪型で、一般庶民の結うものではなかつたこと  
ことであつた。)

(その二)

羽出浦の地下部落は、山本という三方底の家が明治年  
代までも残つていた。本家は茅葺き、庇は瓦葺であつ  
たが、「百姓の家は三方庇は罷り成らぬ」とハタシの  
で、宗門改めの時には東側の庇は、茅で作つた「トマ」と  
いう兩覆用のもので覆い、隠すことにしていたという。

(その三)

これも土佐長曾我部の残党である。高橋という家が西  
野浦にあり、元本家、分家の関係であるので、墓所は同  
じ場所には並び建てられており、その内数基は御影石の立  
派な五輪塔であるが、その頭部宝珠の形をしていて、尖端  
(空工輪の先端)が皆折損している。

伝説では、これは宗門改めの時にお廻り方の役人が、  
「庶民の墓としては奢つてゐる、不埒千萬」と、宝珠や  
笠などを突き落したので、尖端が折れているのだと伝え  
られている。

以上であるが、慶長年代以降徳川氏が政權を握つて以米・儉約令は幕府を勉め、各大小名も類案に發令し、若しが佐伯藩も極端と思われるまで儉約の布達を出していたので、このお改めを最好の機会として、きびしい監察を行なつていたのでないかと考へられる。

(おわり)

探訪記録

佐伯 四國 靈場探訪 (三)

木枯や無住齋寺の仏たち

会員 佐 脇 貫 一

雨に濡れた舗装路、といつてもこぼ米水津海岸、岩頭にくだける波しぶきは霧となつて散つてゆく。はるか煙る沖の黒島、どうやら雲も切れて雨もあがつたようだ。

十二番小浦の東林庵を出た小谷君(歌人小谷種一氏)と私は、途中葉嶋明神に参詣して帰路についた。『佐伯靈場道知るべ』にいう。桜の名所浦代坂にはもはや往年の姿はなく、二重線の浦代峠新トンネルは内都照明も完備して、改修舗装の進んでいる米水津県道とともに、大きく現代を呼吸している。旧トンネルを中心に展開した桜の名所浦代峠は、すでに時代カペールにへたてられ、元越山に連なる尾根の峠の大松も枯れて、祖人によつてつくられた歴史は自然の中に埋没してしまつた。

峠を下りると県道に沿うて原部落、次が岡部落である。見よや人木々立ちしげる岡の辺に、恵みの露をうけぬや日ある。歌の文句は幼稚だが、八十八の靈場をめぐる過路の真心を、捧げて祈る詠歌なればと、思わぬ感傷におせびながら十三番札所、岡の東光庵を訪れた。

農家造り何の変哲もない庵は、鴨居にかけた枯木の根を龍に見たてた飾物と、『真言宗東光庵』の標札だけが僧侶の住居であることとをものがたつてゐる。境内に墓地があり、新旧十数基の墓塔があるが、刻んだ文字は『○院○墓』と浄土宗特有の法名である。

岡部落から農道を南へ進めば中野河内、私たちがこの部落を訪れたのは数日後の午後だ。案内も知らぬままに自転車を押し、水立川支流の築堤工事現場を通り、中野河内部落に入った。尋ねたがねて山蔭にひっそりと静まる十四番靈場松樹寺に到れば、これも農家を改造したような庵である。空曆のこゝろ寺社奉行さつとめ土屋亦兵衛の『御領分中寺社記』によると、この庵寺は水立山松樹寺という山号、寺号を備えた寺になつてゐる。しかしその肩に養賢寺とあるのを見ると、再興された旧刹のようで、現在の庵の南台地にある寺屋敷が昔の松樹寺の跡ではないかと思ふ。

さて松樹寺の本尊は弥勒菩薩と聞いていたので、庵住の人の聞いたが「知らない」という。そこで許しを得て仏壇の厨子を調べて見た。右から觀世音菩薩、阿彌陀如来、釈迦如来、どこにもある新造の仏像である。若々しい童子の顔姿で表現される弥勒像は見当らない。かの松樹寺(寺屋敷)は過去において度々火災にあつたと伝へるから、ある時代に寺も仏像も烏有に歸したものであろう。未だ未だ失つたこの寺の現状は何か哀切なものに見